

岩手県告示第468号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成29年5月25日次のとおり顕彰した。

平成29年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏名又は名称 | 功 勞 |
|---------|--|
| 佐藤 ムツ | 助産師の資質の向上に努め、本県母子保健の向上に尽力するとともに、地域における母子保健の向上に貢献された。 |
| 石川 育成 | 県民の健康保持増進及び予防医学の啓発に努め、本県保健医療の充実に尽力するとともに、東日本大震災津波の被災地における医療の確保・充実に貢献された。 |
| 小川 惇 | 県内建築士の資質の向上に努め、本県建築産業の発展に尽力するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興に貢献された。 |
| 故 宇部 貞宏 | 建設業の技術力向上、経営の安定化等に努め、本県建設業の発展に尽力するとともに、東日本大震災津波からの早期復旧に貢献された。 |